別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十六を第一号の二十七とし、第一号の二十一から第一号の二十五までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二十の次に次の一号を加える。

一の二十一　二―（一Ｈ―イミダゾール―四―イル）エタンアミン（別名ヒスタミン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中二―（一Ｈ―イミダゾール―四―イル）エタンアミンとして一二・一㎎以下を含有する製剤を除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六　酢酸　（一′Ｒ・六Ｒ・六ａＲ・七Ｒ・一三Ｓ・一四Ｓ・一六Ｒ）―六′・八・一四―トリヒドロキシ―七′・九―ジメトキシ―四・一〇・一三―トリメチル―一九―オキソ―三′・四′・六ａ・七・一二・一三・一四・一六―オクタヒドロ―二′Ｈ・六Ｈ―スピロ［六・一六―（エピチオプロパノオキシメタノ）―七・一三―エピミノベンゾ［四・五］アゾシノ［一・二―ｂ］［一・三］ジオキソロ［四・五―ｈ］イソキノリン―二〇・一′―イソキノリン］―五―イル（別名トラベクテジン）及びその製剤

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八号の二十一を第八号の二十二とし、第八号の十一から第八号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第八号の十の次に次の一号を加える。

八の十一　（五Ｅ）―五―｛（三ａＳ・四Ｒ・五Ｒ・六ａＳ）―五―ヒドロキシ―四―［（一Ｅ・三Ｓ・四ＲＳ）―三―ヒドロキシ―四―メチルオクタ―一―エン―六―イン―一―イル］ヘキサヒドロペンタレン―二（一Ｈ）―イリデン｝ペンタン酸（別名イロプロスト）及びその製剤。ただし、一アンプル中（五Ｅ）―五―｛（三ａＳ・四Ｒ・五Ｒ・六ａＳ）―五―ヒドロキシ―四―［（一Ｅ・三Ｓ・四ＲＳ）―三―ヒドロキシ―四―メチルオクタ―一―エン―六―イン―一―イル］ヘキサヒドロペンタレン―二（一Ｈ）―イリデン｝ペンタン酸として一〇μg以下を含有する吸入液剤を除く。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九号の十を第九号の十一とし、第九号の四から第九号の九までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　（二Ｓ）―二―（二―フルオロビフェニル―四―イル）プロパン酸（別名エスフルルビプロフェン）及びその製剤。ただし、一枚中（二Ｓ）―二―（二―フルオロビフェニル―四―イル）プロパン酸として四〇㎎以下を含有する外用剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十一号の十四を第五十一号の十五とし、第五十一号の十から第五十一号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第五十一号の九の次に次の一号を加える。

五十一の十　一―［（一ＲＳ）―二―ジメチルアミノ―一―（四―メトキシフェニル）エチル］シクロヘキサノール（別名ベンラファキシン）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十二号の二十三とし、第六十二号の二から第六十二号の二十一までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　Ｎ―［三・六・九・九―テトラキス（カルボキシメチル）―三・六・九―トリアザノナノイル］―Ｄ―フェニルアラニル―Ｌ―ヘミシステイル―Ｌ―フェニルアラニル―Ｄ―トリプトフイル―Ｌ―リシル―Ｌ―スレオニル―Ｌ―ヘミシステイル―Ｌ―スレオニノル　サイクリツク（二―七）ジスルフイド（別名ベンテトレオチド）及びその製剤。ただし、一バイアル中Ｎ―［三・六・九・九―テトラキス（カルボキシメチル）―三・六・九―トリアザノナノイル］―Ｄ―フェニルアラニル―Ｌ―ヘミシステイル―Ｌ―フェニルアラニル―Ｄ―トリプトフイル―Ｌ―リシル―Ｌ―スレオニル―Ｌ―ヘミシステイル―Ｌ―スレオニノル　サイクリツク（二―七）ジスルフイドとして一〇μg以下を含有する製剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十八号の二十二を第七十八号の二十四とし、第七十八号の十九から第七十八号の二十一までを二号ずつ繰り下げ、第七十八号の十八を第七十八号の十九とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八の二十　六―ヒドロキシ―八―（（一Ｒ）―一―ヒドロキシ―二―｛［二―（四―メトキシフエニル）―一・一―ジメチルエチル］アミノ｝エチル）―二Ｈ―一・四―ベンゾオキサジン―三（四Ｈ）―オン（別名オロダテロール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一噴霧中六―ヒドロキシ―八―（（一Ｒ）―一―ヒドロキシ―二―｛［二―（四―メトキシフエニル）―一・一―ジメチルエチル］アミノ｝エチル）―二Ｈ―一・四―ベンゾオキサジン―三（四Ｈ）―オンとして二・五μg以下を含有する吸入用液剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十八号の十七を第七十八号の十八とし、第七十八号の十二から第七十八号の十六までを一号ずつ繰り下げ、第七十八号の十一の次に次の一号を加える。

七十八の十二　（五Ｅ）―五―｛（三ａＳ・四Ｒ・五Ｒ・六ａＳ）―五―ヒドロキシ―四―［（一Ｅ・三Ｓ・四ＲＳ）―三―ヒドロキシ―四―メチルオクタ―一―エン―六―イン―一―イル］ヘキサヒドロペンタレン―二（一Ｈ）―イリデン｝ペンタン酸（別名イロプロスト）の製剤であつて一アンプル中（五Ｅ）―五―｛（三ａＳ・四Ｒ・五Ｒ・六ａＳ）―五―ヒドロキシ―四―［（一Ｅ・三Ｓ・四ＲＳ）―三―ヒドロキシ―四―メチルオクタ―一―エン―六―イン―一―イル］ヘキサヒドロペンタレン―二（一Ｈ）―イリデン｝ペンタン酸として一〇μg以下を含有する吸入液剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十七を第九十六号の二十八とし、第九十六号の十四から第九十六号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第九十六号の十三の次に次の一号を加える。

九十六の十四　（二Ｓ）―二―（二―フルオロビフェニル―四―イル）プロパン酸（別名エスフルルビプロフェン）の製剤であつて一枚中（二Ｓ）―二―（二―フルオロビフェニル―四―イル）プロパン酸として四〇㎎以下を含有する外用剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百二号の六の次に次の一号を加える。

百二の七　Ｎ―（四―ブロモ―二―フルオロフェニル）―六―メトキシ―七―［（一―メチルピペリジン―四―イル）メトキシ］キナゾリン―四―アミン（別名バンデタニブ）及びその製剤

別表第五中第百四十二号を第百四十四号とし、第百二十一号から第百四十一号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二　Ｎ―（四―ブロモ―二―フルオロフェニル）―六―メトキシ―七―［（一―メチルピペリジン―四―イル）メトキシ］キナゾリン―四―アミン（別名バンデタニブ）及びその製剤

別表第五中第百十九号を第百二十号とし、第百号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号中「バクリタキセル」を「パクリタキセル」に改め、同号を第百号とし、第五十一号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一　酢酸　（一′Ｒ・六Ｒ・六ａＲ・七Ｒ・一三Ｓ・一四Ｓ・一六Ｒ）―六′・八・一四―トリヒドロキシ―七′・九―ジメトキシ―四・一〇・一三―トリメチル―一九―オキソ―三′・四′・六ａ・七・一二・一三・一四・一六―オクタヒドロ―二′Ｈ・六Ｈ―スピロ［六・一六―（エピチオプロパノオキシメタノ）―七・一三―エピミノベンゾ［四・五］アゾシノ［一・二―ｂ］［一・三］ジオキソロ［四・五―ｈ］イソキノリン―二〇・一′―イソキノリン］―五―イル（別名トラベクテジン）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。